

# コンクリート技士試験委員会規定

昭和 45 年 5 月 11 日 制定

平成 25 年 12 月 26 日 改正

## (目 的)

第1条 この規定は、コンクリート技士制度規則第 3 条に基づき、コンクリート技士試験委員会（以下、委員会という）の組織ならびに業務について必要な事項を定める。

## (業 務)

第2条 委員会は、コンクリート技士および主任技士試験（以下、試験という）の実施に関し必要な事項を処理する。

## (構 成)

第3条 委員会の委員は、30 名以上 40 名以内とし、学識経験者、レディーミクストコンクリート製造関係者、コンクリート材料・製品関係者およびコンクリート工事関係者をもって構成する。

## (委員の選任)

第4条 委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。委員長は原則として、理事である委員がこれに当たる。

2. 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

## (副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置く。副委員長は、委員長が委員会に諮って選任する。

2. 副委員長は、委員長に事故があるときに、委員長の代行を務める。

## (幹 事)

第8条 委員会に試験問題担当幹事 2 名を置き、うち 1 名を幹事長とする。

2. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

## (主 査)

第9条 委員会に試験問題部門別担当主査若干名を置くことができる。

2. 主査は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

## (出題委員)

第10条 委員長は、試験問題作成のため、委員の中から若干名の出題委員を委嘱することができる。

## (委員会の審議事項)

第11条 委員会は、試験実施に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項につい

ては必要に応じて、資格・講習委員会に付議することができる。

- (1) 年間事業計画
- (2) 試験実施に関する内規等の制定改廃
- (3) 試験問題の作成
- (4) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(資格・講習委員会への答申事項)

第 12 条 委員会は、次の事項を審議し資格・講習委員会に答申する。

- (1) 合否判定基準
- (2) 合格者の内定

(記録の保存)

第 13 条 委員会に関する重要事項の記録は、永久保存とする。

(機密保持等)

第 14 条 委員その他試験業務に携わる者は、機密事項の保持に十分留意するとともに不正行為があってはならない。

(改廃)

第 15 条 この規定の改廃は、委員会が発議し、資格・講習委員会の議を経て、理事会が決定する。

## 付 則

1. この規定は、昭和 45 年 5 月 11 日より実施する。
2. 資格・講習委員会設置に伴い、規定の改正を行う。この規定の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。